

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3 関税暫定措置法基本通達</p> <p><u>第9節 経済連携協定に基づくセーフガード</u></p> <p><u>(TPP11協定における農産品又は林産品セーフガード措置の適用)</u></p> <p><u>7の8-1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定</u></p> <p><u>(以下この項において「TPP11協定」という。)に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正(以下「TPP11協定セーフガード措置」という。)の適用を受ける物品のうち、豚肉(令別表第1の4の項から13の項までに掲げる物品をいう。)、豚肉調製品(同表の14の項から23の項までに掲げる物品をいう。)及び林産品(同表の27の項から35の項までに掲げる物品をいう。この項において単に「林産品」という。)については、同表の各項に規定するTPP11の締約国(以下「締約国」という。)のうち、二の締約国からのTPP11協定に基づく原産品に対し、締約国別に発動することができるとされているので留意する。</u></p> <p><u>なお、締約国別にTPP11協定セーフガード措置が発動された場合におけるこの措置の対象となる物品は、TPP11協定に基づく原産品であつて、TPP11協定の一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われたもののうち、その締約国から本邦に輸入される物品(その締約国以外の国を経由して輸入されるものを含む。)とされている。</u></p> <p><u>また、TPP11協定セーフガード措置の適用対象となる物品を輸入する場合における輸入(納税)申告書の「原産地」欄には、関税法施行令第4条の2第4項の規定に基づき、TPP11協定セーフガード措置の適用対象国を記載することとなるので留意する。</u></p> <p><u>TPP11協定セーフガード措置の適用を受ける林産品については、TPP11協定第2章第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異」のある产品に該当するが、TPP11協定セーフガード措置は、この措置が発動された締約国の原産品に対してのみ適用され、その他の締約国の原産品については、上記「関税率の差異」がある場合における税率決定にかかる規定(条約等基本通達3-16(2))に基づき税率が決定される。</u></p>	<p>第3 関税暫定措置法基本通達</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第23条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品<u>減免税明細書</u>」(T-1060)に「附属書」(P-7710)を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減免税明細書1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))及び附属書2通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、審査印(C-5000)を<u>押印</u>して附属書1通(交付用)を申告者に交付する。</p> <p>ただし、1契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における2回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提示することとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 令第22条第2項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表(総括)(P-7700号-2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入し、「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量(以下この節において「契約数量」という。)を記入し、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入し、「税關確認印」欄に、確認印(C-5000)を<u>押印</u>する。なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税關が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示することとして差し</p>	<p>第10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税</p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第23条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品<u>減税明細書</u>」(T-1060)に「附属書」(P-7710)を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))及び附属書2通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C-5000)を<u>押なつ</u>して附属書1通(交付用)を申告者に交付する。</p> <p>ただし、1契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における2回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提示することとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 令第22条第2項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表(総括)(P-7700号-2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入し、「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量(以下この節において「契約数量」という。)を記入し、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入し、「税關確認印」欄に、確認印(C-5000)を<u>押なつ</u>する。なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税關が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示することとして差し</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>支えない。 (5)～(7) (省略)</p> <p>第12節の2 EPA税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等 (経済連携協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の6－1 法第8条の6第1項から第3項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2－1から9の2－4までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）」とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号。以下この節及び9－1において「経済連携協定割当政令」という。）」と、「割当政令」とあるのは「経済連携協定割当政令」と、「第2条第3項」とあるのは「<u>第2条第7項</u>」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第2条第4項」とあるのは「<u>第2条第8項</u>」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「<u>協定</u>関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「「関税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000）」とあるのは「「経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000－2）」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済連携協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、経済連携協定割当政令別表第3第1項(1)若しくは(2)又は同表第3項(1)若しくは(2)に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際に経済連携協定割当政令第2条第7項に規定する関税割当証明書（当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。）の提示を求める。</p>	<p>し支えない。 (5)～(7) (同左)</p> <p>第12節の2 EPA税率の適用を受ける物品に対する関税割当制度の適用等 (経済連携協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の6－1 法第8条の6第1項から第3項の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2－1から9の2－4までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。）<u>第3条第1項</u>」とあるのは「経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号。以下この節及び9－1において「経済連携協定割当政令」という。）<u>第2条第1項</u>」と、「割当政令」とあるのは「経済連携協定割当政令」と、「第2条第3項」とあるのは「<u>第1条第7項</u>」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、<u>「第3条第2項」</u>とあるのは「<u>第2条第2項</u>」と、「第2条第4項」とあるのは「<u>第1条第8項</u>」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「<u>協定</u>関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、<u>「第3条第1項ただし書」</u>とあるのは「<u>第2条第1項ただし書</u>」と、「「関税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000）」とあるのは「「経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書」（T－1000－2）」と、<u>「第3条第1項ただし書」</u>とあるのは「<u>第2条第1項ただし書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済連携協定に基づく関税割当制度を適用して輸入しようとするもののうち、経済連携協定割当政令別表第3第1項(1)若しくは(2)又は同表第3項(1)若しくは(2)に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際に経済連携協定割当政令<u>第1条第7項</u>に規定する関税割当証明書（当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。）の提示を求める。</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の <u>免税</u></p> <p><u>(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)</u></p> <p>8の7-1 法第8条の7の規定に関する用語の意義及び取扱いについて は、定率法基本通達11-1の規定を準用する。なお、同条の適用に当たっては、加工のためのものについて、本邦においてその加工をすることが困難かどうかを問わないので留意する。</p> <p><u>(経済連携協定に基づく加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</u></p> <p>8の7-2 法第8条の7に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の 手続については、次による。</p> <p>(1) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第1項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）」（P-7720）（以下本節において「確認申告書」という。）とし、2通（原本、交付用）を輸出申告をする税関官署に提出することを求め、必要な確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を押印して申告者に交付する。</p> <p>なお、当該申告書に記載された事項に変更があったときは、適宜の様式による変更届2通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち1通に確認印を押印して申告者に交付する。</p> <p>(2) 1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。</p> <p>(3) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。</p> <p>ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であっても差し支えないものとする。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>加工、修繕に関する契約書等は、1通提出させ、必要な確認を行つたときは、確認印を押印して申告者に返付する。なお、1契約に係る加工又は修繕用輸出貨物が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、加工、修繕に関する契約書等の返付用の提示をもってその提出に代えて差し支えない。</p> <p>(4) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書の規定に基づき、加工、修繕に関する契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載し、「加工・組立輸出貨物確認申告書」(P-7700)のうち「契約実績表(総括)」(P-7700号-2)及び「契約実績表(個別)」(P-7700号-3)を前記8-4(4)の規定に準じて提出する。</p> <p>なお、後記8の7-3(4)に規定する手続を、確認申告書の裏面により行う場合には、「契約実績表(総括)」(P-7700号-2)及び「契約実績表(個別)」(P-7700号-3)の提出は要しないで留意する。</p> <p>(5) 貨物に付された識別記号(製造番号等)又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容(以下この項において「識別記号等」という。)により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書(許可書用)の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。</p> <p>なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押印した上返付する。</p> <p>(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続)</p> <p>8の7-3 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する</p>	

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「加工又は修繕を証する書類」は、前記8の7-2の(2)による輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書等とする。</p> <p>(2) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」(T-1060)とし、1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を提出させる。</p> <p>(3) 免税の手続に当たっては、令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、輸出の際に交付を受けた前記8の7-2の(1)に掲げる輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書を提示させる。</p> <p>(4) 令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書の規定に基づき、加工、修繕に関する契約書等が提出されない場合は、確認申告書の裏面又は前記8の7-2(4)本文の規定により提出された契約実績表により、前記8-5(4)に準じて取り扱う。</p> <p>(経済連携協定に基づく加工又は修繕貨物を郵便により輸出入する場合の取扱い)</p> <p>8の7-4 加工又は修繕貨物を郵便によって輸出又は輸入する場合(関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。)における法第8条の7の適用の手続は、次による。</p> <p>(1) 輸出貨物について、最寄りの税関官署において関税法基本通達76-2-1の(4)の事前検査の手続を行う。この場合においては、同条の「輸出の許可の日」とは、便宜、当該輸出郵便物について令第31条の3第1項において準用する令第22条第1項の規定により税関が確認した日とする。</p> <p>(2) その輸出及び輸入の際には、前記8の7-2及び8の7-3の手続を行う。</p> <p>なお、輸入の際に提出することとされている輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書が無い場合にあっては、その提出を要しないものとする。</p> <p>(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続</p>	

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>の特例)</u> <u>8の7-5 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときににおける当該加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。</u>	
<u>(1) 令第31条の3第1項において準用する令第23条第1項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記8の7-3(1)に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。</u>	
<u>(2) 前記8の7-3(3)に規定する確認申告書については、特例輸入者等に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を認める。</u>	
<u>（「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）</u>	
<u>8の7-6 法8条の7に規定する「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲については、前記8-9と同様とする。</u>	
<u>（経済連携協定に基づく加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続）</u>	
<u>8の7-7 令第31条の3第2項において準用する定率法施行令第5条の3に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、2通（原本、承認書用）を加工又は修繕用貨物の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印を押印して申請書に交付する。この場合において、加工又は修繕のため輸出された貨物の免税を受けようとする貨物の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</u>	
<u>第13節 軽減税率</u>	
<u>（軽減税率等の適用手続）</u>	
<u>9-1 法第9条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</u>	<u>第13節 軽減税率</u>
<u>（軽減税率等の適用手続）</u>	
<u>9-1 法第9条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</u>	

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(4) 令第32条第1項第1号並びに同条第2項第2号及び第8号に掲げる物品については、それぞれ令第33条第2項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。	(4) 令第32条第1項第1号及び <u>同条第2項第3号</u> に掲げる物品については、それぞれ令第33条第2項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。
(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあっては、特例輸入者（関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（ <u>同項</u> に規定する特例委託輸入者をいう。））は、令第33条第3項において準用する令第8条第2項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。	(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあっては、特例輸入者（関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（ <u>法第7条の2第2項</u> に規定する特例委託輸入者をいう。））は、令第33条第3項において準用する令第8条第2項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。
ただし、令第32条第1項第1号に掲げる物品については、その配分を行う者を、 <u>同項第2号、第3号若しくは第9号又は同条第2項第2号若しくは第7号</u> に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、 <u>同条第1項第7号</u> に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者をいうことに留意する。	ただし、令第32条第1項第1号に掲げる物品については、その配分を行う者を、 <u>同項第2号、第3号及び第9号</u> に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、 <u>同項第7号</u> に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者をいうことに留意する。
(6) 上記(1)の明細書が、令第32条第1項に掲げる物品のうち <u>関税割当制度</u> に関する政令別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第2条第3項の規定に基づき発給された <u>関税割当証明書</u> を、令第32条第2項 <u>各号（第2号及び第8号を除く。）</u> に規定する物品であるときは、 <u>経済連携協定割当政令第2条第7項</u> の規定に基づき発給された <u>関税割当証明書</u> を当該明細書に添付して提出させるものとする。	(6) 上記(1)の明細書が、令第32条第1項に掲げる物品のうち <u>「関税割当制度に関する政令」別表</u> に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第2条第3項の規定に基づき発給された <u>関税割当証明書</u> を、令第32条第2項第1号、 <u>第2号、第4号及び第5号</u> に規定する物品であるときは、 <u>経済連携協定割当政令第1条第7項</u> の規定に基づき発給された <u>関税割当証明書</u> を当該明細書に添付して提出させるものとする。
(配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義)	(配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義)
9－3 令第32条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第2号に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。	9－3 令第32条第1項第2号及び第3号に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。
令第1条及び <u>令第45条第3項</u> において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、 <u>後記9の2－10</u> の規定を準用する。	令第1条及び <u>令第45条第2項</u> において規定する「飼料以外の用途に適さないもの」の取扱いについては、 <u>定率法基本通達13－10</u> の規定を準用する。
(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)	(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)
9－4 令第32条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる	9－4 令第32条第1項第4号に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす母乳の代替となる粉乳、幼児の栄養補助

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p>	<p>となる粉乳又は胎児・乳児への栄養補給を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p>
<p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-7 令第32条第1項第9号及び同条第2項第7号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>これらの号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (省略)</p>	<p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-7 令第32条第1項第9号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (同左)</p>
<p>これらの号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークリー」とは定率法別表第35.05項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）第35.05項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>9-10 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第33条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第33条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 令第32条第2項第8号に掲げる物品については、「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）」（P-8060）又は「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）」（P-8070）</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>同号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークリー」とは定率法別表第35.05項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）第35.05項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>(参考) (同左)</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>9-10 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第33条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第33条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 令第32条第2項第3号に掲げる物品については、「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）」（P-8060）又は「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）」（P-8070）</p> <p>(5) (同左)</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義) 9-14 <u>令第32条第2項第5号及び第6号</u>に規定する「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを1個の重量が4g以下の細片にしたものという。</p>	<p>(シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義) 9-14 <u>令第32条第2項第2号</u>に規定する「シュレッドチーズ」とは、ナチュラルチーズを1個の重量が4g以下の細片にしたものという。</p>
<p>第13節の2 <u>経済連携協定</u>に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p>	<p>第13節の2 <u>オーストラリア協定</u>に基づく製造用原料品の譲許の便益の適用</p>
<p>(製造工場の承認の要件)</p> <p>9の2-1 法第9条の2第1項《<u>経済連携協定</u>に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ 申請者が法第9条の2第1項又は定率法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から3年を経ない場合</p> <p>ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合</p> <p>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(製造工場の承認の要件)</p> <p>9の2-1 法第9条の2第1項《<u>オーストラリア協定</u>に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。</p> <p>(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。</p> <p>イ 申請者が法第9条の2第1項又は定率法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から3年を経ない場合</p> <p>ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合</p> <p>ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第16節の2 <u>更正の請求の特例等</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(更正の請求の特例)</p> <p>12の2-1 法第12条の2に規定する関税法第7条の15第1項の規定による更正の請求に係る手続等については、関税法基本通達7の15-1から</p>	

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
7の15-5までの規定に準じて取り扱うものとする。	
<p><u>(再賦課決定の請求の手続)</u></p> <p>12の3-1 法第12条の3第1項の規定による再賦課決定の請求について は、当該再賦課決定の請求に係る貨物につき、関税法第8条第1項の規 定による賦課決定をした税関官署の長に対して行わせるものとし、次に より取り扱う。</p> <p>(1) 再賦課決定の請求は、「<u>関税賦課決定請求書</u>」(P-8100) 1通に令 第37条の2第2項に規定する書類のほか、その請求の対象となる賦課 決定に係る輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書 (税関職員が口頭で賦課決定の通知又は納税の告知をした場合を除く。)を添付して税関に提出することにより行う。</p> <p>(2) 再賦課決定の請求の代理については、<u>関税法基本通達7-2</u>に準ず る。</p>	
<p><u>(賦課決定請求書の受理及び調査)</u></p> <p>12の3-2 賦課決定請求書の受理及び調査に関する取扱いは、次によ る。</p> <p>(1) 賦課決定請求書を受理した場合における当該賦課決定請求書の「<u>請 求番号</u>」の欄の記載については、<u>関税法基本通達7の14-3</u>（修正申 告書の受理及び審査）の(1)と同様とする。</p> <p>(2) 賦課決定請求書が提出された場合においては、当該賦課決定請求書 が法第12条の3第1項の規定により、再賦課決定の請求ができる期間 内に提出されたものであるかどうか等を十分に審査し、その請求が適 法に行われたものであるときは、その請求に係る理由について調査す る。</p>	
<p><u>(再賦課決定をしない場合の決議)</u></p> <p>12の3-3 再賦課決定の請求があった場合において、税関においてその 請求に係る税額等について調査した結果、再賦課決定をすべき理由がな いと認めたときは、「<u>賦課決定をしないことの通知書</u>」(P-8110) (原本)により、その決議を行う。</p>	

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(再賦課決定をしない旨の通知)</u></p> <p>12の3-4 法第12条の3第3項の規定による再賦課決定をすべき理由がない旨の通知は、「賦課決定をしないことの通知書」（通知用）を再賦課決定の請求をした者に送達することによって行う。この場合には、前記12の3-1(1)により添付された輸入許可通知書又は賦課決定通知書若しくは納税告知書をその請求をした者に返付する。</p>	
<p><u>(再賦課決定をしない場合の輸入申告書の処理)</u></p> <p>12の3-5 再賦課決定の請求があった場合（輸入申告書が提出された貨物に係る再賦課決定の請求である場合に限る。）において、再賦課決定をしないこととなつたときは、その請求に係る輸入申告書の原本の「税関記入欄」に賦課決定請求書の請求番号及び請求年月日並びに賦課決定をしないことの通知書の番号及び年月日を記載する。</p>	
<p><u>(再賦課決定に係る過納金の還付加算金)</u></p> <p>12の3-6 法第12条の3第1項の規定による再賦課決定について、再賦課決定に係る還付加算金の計算については、次による。</p> <p>(1) 法第12条の3第4項において適用する関税法第13条第2項に規定する還付加算金を計算する場合には、その請求があつた日の翌日から起算して3月を経過する日と再賦課決定があつた日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日がその計算の始期となるので留意する。</p> <p>(2) 法第12条の3第4項において適用する関税法第13条第2項第2号に規定する「決定があつた日」とは、「関税再賦課決定通知書」（C-1040）（国際郵便物に係る場合であつて電算処理する場合には、「関税（再）賦課決定通知書」（C-1041）を使用する。）が送達された日をいうが、実務的には、「関税再賦課決定通知書」又は「関税（再）賦課決定通知書」を発した日にその送達があつたものと解して差し支えない。</p>	
第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認	第16節の2 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(経済連携協定の略称) <u>12の4-1</u> 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原产地証明書等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(31) (省略) (32) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」 TPP11協定 (33) TPP11協定第3・20条に基づく原産地申告..... TPP11協定原産品申告書 (34) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」..... EU協定 (35) EU協定第3・16条に基づく原産地申告..... EU協定原産品申告書	(経済連携協定の略称) <u>12の2-1</u> 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原产地証明書等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(31) (同左) (新規) (新規) (新規) (新規)
(原産品であることの確認の意義及び対象貨物) <u>12の4-2</u> 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国原産品（関税法施行令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産品をいう。）であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保を図るために行うものであり、その実施に <u>当たっては</u> 、効率的かつ適確に実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。 なお、原産品であることの確認は、法 <u>第12条の4</u> 第1項に基づく後記 <u>12の4-3</u> によるほか、関税法第105条第1項第6号（税関職員の権限）に基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。	(原産品であることの確認の意義及び対象貨物) <u>12の2-2</u> 各経済連携協定に基づく原産品であることの確認は、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用が要求された貨物が締約国原産品（関税法施行令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産品をいう。）であるかどうかを確認することにより関税の譲許の便益の適正な確保を図るために行うものであり、その実施に <u>あたっては</u> 、効率的かつ適確に実施する観点から、原則として、輸入された貨物に対して行うものとする。 なお、原産品であることの確認は、法 <u>第12条の2</u> 第1項に基づく後記 <u>12の2-3</u> によるほか、関税法第105条第1項第6号（税関職員の権限）に基づき検査、資料の求め等を行うことができるので留意すること。
(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法) <u>12の4-3</u> (1) 法 <u>第12条の4</u> 第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法) <u>12の2-3</u> (1) 法 <u>第12条の2</u> 第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前			
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)		
TPP11協定	TPP11協定第3・27条1(a)及び(d)、第4・6条1	(新規)	(新規)		
EU協定	EU協定第3・21条1	(新規)	(新規)		
<p>また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。</p> <p>(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p>		<p>また、法第12条の2第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。</p> <p>(2) 法第12条の2第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p>			
経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定	経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
TPP11協定	各締約国の税関当局又は附屬書3-A6の規定により通報される当局（具体的には追って事務連絡する）	TPP11協定第3・27条1(b)及び(d)、第4・6条1	(新規)	(新規)	(新規)
EU協定	欧州連合構成国の税関当局	EU協定第3・22条	(新規)	(新規)	(新規)
<p>また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト TPP11協定においては、輸出者、生産者あるいは権限ある当局が発給した原産地証明書により特恵待遇の要求を行った場合は、上記表第2欄に掲げる協定相手国の権限ある当局又は税関当局に対し、支</p>		<p>また、法第12条の2第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p>(新規)</p>			

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
<p>援を求めることが可能である。</p> <p>チ EU協定においては、輸出者及び生産者が作成したEU原産品申告書により特恵待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局（当該輸出者又は生産者が所在する国の税関当局）に対し、情報を要請することが可能である。</p> <p>(3) 法第12条の4第1項第3号に規定する輸出者又は生産者の事務所等へ立ち入り、調査する方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>原産品であるかどうかの確認方法の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>TPP11協定</td><td>TPP11協定第3・27条1(c)及び(d)、第4・6条1及び2</td></tr> </tbody> </table> <p>また、法第12条の4第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>ハ オーストラリア協定にあっては、法第12条の4第1項第3号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に書面を送付することとする。</p> <p>ニ 上記イの書面は、次の事項を含むものとする。</p> <p>(イ)～(亥) (省略)</p> <p>(ト) 後記12の4-6に規定する回答期限</p> <p>ホ TPP11協定にあっては、確認のための訪問についての書面による要請に同意するため、又は当該要請を拒否するため、当該要請の受領の日から30日の期間を与えるとともに、輸入者及び輸出締約国に当該確認の開始について書面により通報することとする。なお、輸出締約国に対し、書面を送付するに当たっては、その国に所在する日本国大使館を通じて行う。</p> <p>ヘ TPP11協定に係る繊維及び繊維製品に対して確認を行う場合において</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	TPP11協定	TPP11協定第3・27条1(c)及び(d)、第4・6条1及び2	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>また、法第12条の2第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>ハ 法第12条の2第1項第3号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に書面を送付することとする。</p> <p>ニ 上記イの書面は、次の事項を含むものとする。</p> <p>(イ)～(亥) (同左)</p> <p>(ト) 後記12の2-6に規定する回答期限</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定						
(省略)	(省略)						
TPP11協定	TPP11協定第3・27条1(c)及び(d)、第4・6条1及び2						

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
ては、以下の通り行うものとする。									
(1) <u>輸出者又は生産者に対し、関連する記録又は施設にアクセスするための許可を事前に要請する。</u>									
(ロ) <u>上記(1)の事前の通報が訪問の実施の実効性を損なうおそれがある場合は、当該通報は要しない。</u>									
(ハ) <u>輸出締約国の政府に対して、訪問の実施の20日前までに以下の事項について通報を行う。</u>									
i <u>訪問を希望する</u>									
ii <u>訪問の対象となる輸出者及び生産者の数（ただし、当該輸出者及び生産者の氏名又は名称を特定する必要はない。）</u>									
iii <u>輸出締約国による支援を要請するかどうかおよび当該支援の種類</u>									
iv <u>関税法令違反に基づいて確認が行われており、通報が適当な場合には、確認を行っている関税法令違反について</u>									
v <u>輸入者が特恵待遇を要求したかどうか</u>									
(4) 法第12条の4の第1項第4号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税関職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(4) 法第12条の2の第1項第4号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税関職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。								
<table border="1" data-bbox="256 1068 1091 1156"> <tr> <td data-bbox="256 1068 541 1110">経済連携協定</td><td data-bbox="541 1068 1091 1110">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td data-bbox="256 1110 541 1156">(省略)</td><td data-bbox="541 1110 1091 1156">(省略)</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)	(省略)	<table border="1" data-bbox="1242 1068 2077 1156"> <tr> <td data-bbox="1242 1068 1527 1110">経済連携協定</td><td data-bbox="1527 1068 2077 1110">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td data-bbox="1242 1110 1527 1156">(同左)</td><td data-bbox="1527 1110 2077 1156">(同左)</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	(同左)
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定								
(省略)	(省略)								
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定								
(同左)	(同左)								
また、法第12条の4第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。 イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合	また、法第12条の2第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。 イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合								

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>を行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の4第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。）。</p> <p>□ 法第12条の4第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあっては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>（イ）～（亥）（省略）</p>	<p>を行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。）。</p> <p>□ 法第12条の2第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあっては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>（イ）～（亥）（同左）</p>																
<p>（5）法第12条の4第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>原産品であるかどうかの確認の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>TPP11協定</td><td>TPP11協定第3・27条1(e)</td></tr> <tr> <td>EU協定</td><td>EU協定第3・21条4</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。</p> <p>（原産品であることの確認を行うことが可能となる期間）</p> <p>12の4-4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行う</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法	（省略）	（省略）	TPP11協定	TPP11協定第3・27条1(e)	EU協定	EU協定第3・21条4	<p>（5）法第12条の2第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>原産品であるかどうかの確認の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr> <tr> <td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。</p> <p>（原産品であることの確認を行うことが可能となる期間）</p> <p>12の2-4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行う</p>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法	（同左）	（同左）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法																
（省略）	（省略）																
TPP11協定	TPP11協定第3・27条1(e)																
EU協定	EU協定第3・21条4																
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法																
（同左）	（同左）																
（新規）	（新規）																
（新規）	（新規）																

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>ことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。</p> <p>また、EU協定においては、原産品申告書を作成した輸出者・生産者にあってはその作成の日から少なくとも4年間と規定されているが、輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年以内と規定されていることから、上記に規定する期間（貨物の輸入申告の日又は蔵入申請の日から2年を超えた期間に限る）は前項(1)及び(5)に規定する原産品であることの確認のみ行うことが可能となる。</p>	<p>ことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>確認が可能となる期間（協定の規定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>TPP11協定</td><td>TPP11協定原産品申告書作成の日から5年間 (同協定第3・26条1及び2)</td></tr> <tr> <td>EU協定</td><td>輸入許可の日から5年間。輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）	(省略)	(省略)	TPP11協定	TPP11協定原産品申告書作成の日から5年間 (同協定第3・26条1及び2)	EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>確認が可能となる期間（協定の規定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）																
(省略)	(省略)																
TPP11協定	TPP11協定原産品申告書作成の日から5年間 (同協定第3・26条1及び2)																
EU協定	輸入許可の日から5年間。輸出者・生産者の作成した原産品申告書により特恵待遇の要求が行われた場合の輸出締約国への協力要請は、輸入申告の日から又は蔵入申請の日から2年以内（同協定第3・22条2）																
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）																
(同左)	(同左)																
(新規)	(新規)																
(新規)	(新規)																
<p>(協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限)</p> <p><u>12の4-5 法第12条の4第2項</u>に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記<u>12の4-9(3)</u>の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記<u>12の4-3(2)</u>の方法によ</p>	<p>(協定相手国の権限ある当局、税関当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限)</p> <p><u>12の2-5 法第12条の2第2項</u>に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記<u>12の2-8(3)</u>の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記<u>12の2-3(2)</u>の方法によ</p>																

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>る確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>			<p>よる確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>		
経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）	経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
（省略）	（省略）	（省略）	（同左）	（同左）	（同左）
TPP11協定	<u>少なくとも30日</u>	特恵税率の適用を否認しようとする場合は少なくとも30日間	（新規）	（新規）	（新規）
EU協定	<u>10か月</u>	二	（新規）	（新規）	（新規）
<p>（輸出者等の事務所等へ立ち入り、調査する場合における協定相手国による調査への同意についての回答期限）</p> <p>12の4-6 法第12条の4第3項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。</p>			<p>（輸出者等の事務所等へ立ち入り、調査する場合における協定相手国による調査への同意についての回答期限）</p> <p>12の2-6 法第12条の2第3項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。</p>		
経済連携協定	相当の期間	経済連携協定	相当の期間		
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）		
<p><u>（TPP11協定第4章（繊維および繊維製品）に係る調査）</u></p> <p>12の4-7 法第12条の4第4項に規定する通知を要しない場合に該当するか否かについては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議する。また、必要に応じ総括原産地調査官を経由して本省に協議することとする</p>			<p>（新規）</p>		

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
る。																	
(我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限) <u>12の4-8</u> 法第12条の4第5項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。	(我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限) <u>12の2-7</u> 法第12条の2第4項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>相当の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	相当の期間	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>相当の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	相当の期間	(同左)	(同左)								
経済連携協定	相当の期間																
(省略)	(省略)																
経済連携協定	相当の期間																
(同左)	(同左)																
(関税の讓許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定) <u>12の4-9</u>	(関税の讓許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定) <u>12の2-8</u>																
(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該讓許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(1) 法第12条の2第5項第1号に規定する「当該讓許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書等</th><th>関税上の特恵待遇の否認の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>TPP11原産品申告書</td><td>TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)</td></tr> <tr> <td>EU原産品申告書</td><td>EU協定第3・24条1</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(省略)	(省略)	TPP11原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)	EU原産品申告書	EU協定第3・24条1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書等</th><th>関税上の特恵待遇の否認の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(同左)	(同左)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定																
(省略)	(省略)																
TPP11原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(a)、第4・7条1(a)																
EU原産品申告書	EU協定第3・24条1																
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定																
(同左)	(同左)																
(新規)	(新規)																
(新規)	(新規)																
(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該讓許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(2) 法第12条の2第5項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該讓許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書等</th><th>関税上の特恵待遇の否認の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書等</th><th>関税上の特恵待遇の否認の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	(同左)	(同左)								
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定																
(省略)	(省略)																
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定																
(同左)	(同左)																

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
TPP11原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(e)、第4・7条1(a)	(新規)	(新規)
EU原産品申告書	EU協定第3・24条2	(新規)	(新規)
<p>(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>			
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
TPP11原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(b)及び(c)、第4・7条1(a)及び(b)、附属書3-A10	(新規)	(新規)
EU原産品申告書	EU協定第3・24条1(c)及び(d)	(新規)	(新規)
<p>(4) 法第12条の4第6項第4号に規定する協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>			
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
TPP11原産品申告書	TPP11協定第3・28条2(d)、第4・7条1(c)	(新規)	(新規)
<p>(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局</p>			

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略) <u>TPP11原産品申告書</u>	関税上の特恵待遇の否認の規定 (省略) <u>TPP11協定第3・28条2(b)及び(d)、第4・7条1(c)</u>
(6) 法第12条の4第6項第6号に規定するその他経済連携協定に定める事項に該当するときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	締約国原産地証明書等 (同左) (新規)
締約国原産地証明書等 (省略)	関税上の特恵待遇の否認の規定 (省略)
(7) (省略)	(7) (同左)
(原産品についての確認の相手方となった者) <u>12の4-10 法第12条の4第7項</u> に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(原産品についての確認の相手方となった者) <u>12の2-9 法第12条の2第6項</u> に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略) <u>TPP11原産品申告書</u> <u>EU原産品申告書</u>	相手方の規定 (省略) <u>TPP11協定第3・27条10</u> <u>EU協定第3・24条3</u>
締約国原産地証明書等 (同左) (新規) (新規)	相手方の規定 (同左) (新規) (新規)